

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
フジタビルメンテナンス株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-10

2. 指名停止措置期間

令和5年6月8日 から 令和5年6月21日 まで (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

フジタビルメンテナンス(株)は、令和3年8月21日、香川県綾歌郡宇多津町の工場スレート屋根の点検作業において、スレート屋根の踏み抜きにより墜落する危険があったにもかかわらず、労働者の危険を防止する等の措置を講じていなかった。また、墜落防止のための必要な措置を講じ墜落事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、労働者に同点検を行わせた過失により、スレート屋根を踏み抜き地上に墜落させ死亡させた。

これらにより、同社及び同社使用人は、令和4年3月3日に高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司 (内線2512)